

1. 経緯

平成 18(2006)年 12 月 国際化指針
平成 29(2017)年 3 月 国際化指針改訂版
平成 30(2018)年 3 月 国際化推進アクションプラン(前・後期各 4 年) ※令和 7 年度末に終了

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
国際化の指針											国際化の指針【改訂版】										
											国際化推進アクションプラン										
											見直し										
											前期 後期										

現行の「国際化推進アクションプラン」は、平成 30(2018)年より前・後期 4 年ごとに進捗確認を行っており、令和 7(2025)年度に後期の実施期間を終了する。次期プランの策定時期を迎えることから、前倒しでこれまでの取組の振り返りを行い、効果検証を実施し、その結果については、令和 8(2026)年度からの新アクションプランに反映していく予定。

基本的な考え方は、国際化の指針に基づいており、大きく変更する予定はない。
近年、事業としては外国籍住民の環境整備に重きを置いている現状から、
「国際化指針」および「国際化推進アクションプラン」の名称については、より実態に近づけるため、
「多文化共生・国際交流指針」及び「多文化共生・国際交流アクションプラン」等への変更を検討する。
指針の主旨・位置付けおよび現状と課題については、外国籍住民の急増や取り巻く環境の変化、
時代の変化等を鑑み、新たな記載を要する。審議会での検討や市内の国際交流団体への意見聴取、
パブリックコメント等を経て、プランを策定していく予定。

令和 7(2025)年 2 月 アクションプラン後期 各課報告
3 月 常任委員会 報告
4 月 現アクションプラン振り返り・集計
6 月 ・多文化共生のまちづくり連絡協議会
・常任委員会 報告
7～8 月 新プラン素案 策定
8～10 月 検討会議
11～12 月 ・新プラン案 策定
・常任委員会 報告
令和 8(2026)年 1 月 パブリックコメント、国際交流活動団体への確認
2 月 新プラン 策定
3 月 ・常任委員会 報告
・新プラン 公表

指針の体系（国際化に向けた4つの視点）

